●●クラブ　団体規約（例）

（名称）

第1条　　この団体は、●●クラブと称する。

（事務局）

第2条　　この団体の事務局は、代表宅に置く。

（目的・ねらい・方針）

第3条　　地域の発展、中学生の心身の成長に寄与することを目的とする。また、様々な人と繋がりながら活動をすることで、仲間とともに活動する楽しさを感じるとともに、その繋がりの中で心身ともに成長することを目指す。

（活動の種類・内容）

第4条　　この団体は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

（１）　地域住民やOB、小学生、高校生などを適宜呼び、 “繋がり”のある活動を展開する。

（２）　定期的に講師を招き、専門性を高める練習を行う。

（会員）

第5条　　この団体の構成員は、この団体の主旨に賛同した子どもや指導者とする。

（入会）

第6条　　入会しようとする者は、事務局へ入会申込書を提出し、代表の承認を得るものとする。

（事務局業務手当、指導者・講師謝礼金）

第7条　　以下のように、事務局人件費、指導者謝礼金等を支払う。

（１）　指導者には以下のように謝礼金を事務局が支払う。

謝金：1時間 1,000円（30分 500円）

（２）　練習立ち合い（見守り）保護者には、以下のように謝礼金を事務局が支払う。

謝金：1回（1時間以上） 500円

（３）　講師には、以下のように謝礼金を事務局が支払う。

　　　　　　　謝金：１時間あたり7,900円

（参加費）

第8条　　月はじめの練習時、月会費3,000円を事務局に納める。

（役員）

第9条　　本団体に以下の役員を置く

（１）　代表　　１名

（２）　会計　　１名

（３）　監査役　１名

（総会）

第10条　役員の選出、予算、規約の改訂は毎年1回開催する総会にて出席者の過半数以上の承認で決定するものとする。また、その他緊急にて承認が必要な事項がある場合は、この限りでない。

（事務局）

第11条　 本団体の事務を処理するために、事務局及び事務局員を置く。

（管理責任）

第12条　 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任は、当団体にある。

　　（１）　生徒同士のトラブルについては、当団体で対応する。

（２）　活動中の傷害などについては、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応する。

（３）　当団体および指導者に対して一切の損害賠償請求をしないものとする。

（保険加入）

第13条　指導者及び生徒は、スポーツ傷害保険に加入する。

附則　　　この団体規約は、令和●年４月１日から施行する。